資料２

令和7年度 第３回 静岡市感染症対策協議会
（令和８年３月６日（金）19:15～20:45）

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

1. 改定の概要（再）

（1） 要旨

- 新型コロナの経験を踏まえ政府の行動計画及び県の行動計画が改定されたことを受け、「静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画」（平成26年2月策定）を**国及び県の改定に準じて令和7年度末までに改定を行う。**
- 改定にあたっては感染症に関する専門家等からの意見聴取や県への意見照会等を実施する。

（2） 計画策定・改定の経緯

- 平成25年に直近での感染症対応の混乱を受け、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が成立し、同法に基づき「新型インフルエンザ等対策行動計画」政府行動計画及び県行動計画が策定、翌年度に市行動計画が策定された。
- COVID-19の流行時に初めて本法が適用され緊急事態宣言が行われ、行動計画に基づいて対策が実施された。
- コロナ禍での対応経験を受け、約10年ぶりとなる初の抜本改正が政府行動計画に対して令和6年度に行われた。これを受ける形で、県計画の改定が令和6年度末に行われ、市町の計画も令和7年度に改定されることとなった。

（3） 計画の沿革及び概要

- 現行の市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画（2013年）と整合を図った上で、2014年に策定
- 新型コロナの経験を踏まえ政府行動計画及び県行動計画が全面改定（2024年）されたことを受け、市行動計画を改定

（4） 課題（国・県・市）

- 新型コロナ対策の初動において体制整備に時間を要した（現行の市行動計画の対策項目以外の事項への対策（検査体制の整備、個人防護具の確保等）が必要であったことに加え、平時の具体的な準備が定められていなかった）
- 対策の切替えのタイミングが不明確であった
- ウイルスの変異等による複数の感染拡大の波の発生に対してリスク評価に関する視点がなかった
- 平時から感染症危機を想定した方針決定の仕組みや、初動期において専門家の意見を施策に反映させる体制がなかった

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(5) 改定の基本方針

- 全面改定(政府・県行動計画と同様)
- 政府行動計画及び県行動計画から市や保健所に関する部分を抜き出して記載
- 平時の準備について充実(定期的な訓練、医療措置協定の締結による医療提供体制の整備等)
- コロナ禍の対応を踏まえた、新型インフルエンザ以外も想定した記載を充実

(6) 計画改定のポイント

記載項目	現計画	新計画
策定/改定	**平成26年（2014年）2月策定**	約**１０年ぶり**、初の**抜本改正** ✓ 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
対象疾患	**新型インフルエンザがメイン** ✓治療薬では抗インフルエンザウイルス薬に限った記載	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	**未発生期として記載** ✓国際連携や情報収集、情報提供・共有等について記載	記載を３期（準備期、初動期、対応期）に分け、**準備期の取組を充実** ✓ 個人防護具等の備蓄、ワクチン等の開発 ✓ DXの推進 ✓ 人材育成を含めた具体的な体制整備
対策項目	**６項目** ①実施体制、②サーベイランス・情報収集、　③情報提供・共有、④予防・まん延防止 ⑤医療、⑥住民生活・地域経済	**１３項目に拡充（細分化）** ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、④情報提供・共有、リスコミ、**⑤水際**、⑥まん延防止、**⑦ワクチン**、⑧医療、**⑨治療薬・治療法**、**⑩検査**、**⑪保健**、**⑫物資**、⑬住民生活・地域経済 ✓ 新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実 ✓ 約６０ページ→約１００ページに拡充
複数の感染拡大への対応	**なし** ✓ 比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応・**対策の機動的切替え** ✓ ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓ DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集・分析し施策に活かす体制を構築
実効性確保	**なし** ✓ おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ・定期的な見直しを**明記** ✓ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施 ✓ 検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等の見える化

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

2. 第2回協議会後の修正点

(1) 第2回協議会(11/10)

- ● 偽・誤情報への対応の明記や、双方向コミュニケーションの取組の少なさ、初動の体制づくりなどについて、ご意見をいただいた
- ➢ 本文にすぐに反映できるもの(偽・誤情報への対応の明記など)については、追記・修正を行った
- ➢ 具体的な取組内容や調整が必要なものについては、令和8年度内を目途にマニュアル等に盛り込んでいく

(2) 庁内での意見照会・調整(12/12～12/26)

- ● 各項目について、局(経済局、総務局、のような大きな部署のくくり)名を追加で記載、末尾の参考資料に対応期に想定される業務を記載し、全庁に対し意見照会を行った
- ➢ 別紙のとおり修正

(3) パブリックコメント(1/26～2/25)

- ● 静岡市市民参画の推進に関する条例第7条第1項に該当するため、第7条第2項第1号の方法(広く意見を募集するための手続き)により市民参画手続きを実施
- ● 市公式LINEでの掲出のほか、市公式HP内のパブリックコメントの一覧ページ及び個別ページへの掲載、各区市政情報コーナー及び保健所での配架、公告を実施
- ➢ 意見1件：本文の文書体裁(インデント、改行位置、項目番号の付番)に関するご意見

  →本文に反映した

市公式LINEでの
パブリックコメント募集

(4) 静岡県への法定意見照会(1/26照会、2/2回答)

- ● 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第3項に基づく意見照会
- ➢ 意見なし

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(1) 第2回協議会(11/10)でいただいたご意見・ご提案 ①

	いただいたご意見・ご提案	対応方針
1	海外では、感染症教育の義務教育への導入や科学コミュニケーション専門職の配置、地域主体の対策会議などの取組が進められています。 行政主導の取組だけでなく、市民の意識改革が重要であり、そのためには具体的な訓練や啓発の在り方を検討する必要があると考えます。 今後の具体的な提案に期待しています。	行政主導だけではない、市民が住体となって取り組めるような訓練・啓発を等の具体案を検討します。 （マニュアル等へ盛り込む）
2	「コールセンターを設置する準備を進める」と記載されていますが、コールセンターのみで十分な双方向コミュニケーションが成立するのか疑問があります。実際、コロナ禍では電話対応のみで十分に理解や納得が得られたとは言い難い面もありました。 身近な感染症情報は、かかりつけ医など顔の見える関係の中で得られる場合が多いため、医療職が関与する形のコミュニケーションについても、記載に盛り込めるとよいと考えます。	P34 1-1-3 １文目に追加し、「また、双方向のコミュニケーションを行えるよう、医療関係者なども含めた情報のやり取りの具体的方法について検討を進める」 P35 2-2 １文目に追加し、「また、準備期に検討した具体的方法を実施し、市民との情報共有を進める」 P35 3-2-1 １文目に追加し、「また、準備期に検討した具体的方法を実施し、市民との情報共有を進める」 （本文修正）
3	コロナ対応を経験した世代がいる現在は議論できますが、今後どのように経験を継承するかも重要です。過去の対応体制を附属資料として整理し、必要時に見直せる形にしておくことも有効ではないかと考えます。	コロナ禍の具体的体制を振り返ることができるよう、対応状況をまとめた資料の追加を検討します。 （マニュアル等へ盛り込む）
4	本計画は総論的な内容が中心であり、変更が難しい部分もあると思いますが、実践的なマニュアルのようなものが必要ではないかと考えます。 実際の医療提供の現場では、過去に非常に困難な状況があり、どのような相談体制が有効だったか、どのように問題を解決したかといった経験が蓄積されています。こうした実践的な記録を整理することが、静岡市独自の強みとなり、計画に実効性を持たせる「魂を入れる作業」になるのではないかと思います。	同上 また、対応の場で必要になると見込まれるマニュアル等の精査を行い、追加を行います。 （マニュアル等へ盛り込む）

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(1) 第2回協議会(11/10)でいただいたご意見･ご提案　②

	いただいたご意見・ご提案	対応方針
5	50ページ下段の民間搬送事業者との連携では、症状が回復した患者の移動手段確保が記載されていますが、必要性を再考すべきではないかと思います。	隔離期間内での自宅療養への切り替えや、タクシー等での移動が必要な方など、多様な状況が想定されるため、本表記は残すこととします。
6	38ページの感染対策強化に関する記載では、「科学的知見に基づいた有効な感染対策」であることを明確にしないと、過去のように効果が明確でない対策が実施される懸念があります。 不要な対策を実施しないための考え方を示す余地が必要ではないかと考えます。 選択肢を示すものであることは説明を聞けば理解できますが、その趣旨が計画本文からは読み取りにくく、すべてを実施する前提のように見える点が気になります。その趣旨が序文などに明記されると、より理解しやすくなると思います。	4P「はじめに」第２章第３節に「対策の選択肢を示すものである」と記載しています。
7	ワクチン・コミュニケーションに関する記載が計画に反映されている点は評価しています。 一方で、危機時の情報発信について学ぶ中で、クライシスコミュニケーションの考え方が重要だと感じました。情報が限られる状況で、どのように信頼される情報源となるかを平時から準備し、判断や発信を行う体制を整えることが必要です。 例えば、スポークスマンを明確にし、発信内容や姿勢について訓練すること、共感や思いやりのある伝え方を意識することなどが挙げられます。今後、計画を具体化する段階で、こうした視点が参考になるのではないかと思います。	クライシスコミュニケーションの考え方を踏まえた対応、またそれに必要なものについて検討します。 （マニュアル等へ盛り込む）
8	情報支援・情報対策の強化の観点から確認しましたが、概要版は非常に分かりやすく、リスクコミュニケーションやSNSにおける差別・偏見対策などが明記されています。 しかし、原本の行動計画では、それらの内容がどこに具体的に記載されているのか分かりにくく、結果としてコールセンター設置の記載に集約されているように見えます。 概要版で示されている方向性と本文との間に差があるように感じられ、この点について整理が必要ではないかと思います。	偽・誤情報や差別・偏見対策についての記述は他の章に散逸して記載されていたため、第４章（34P）に再掲して記載しました。 （本文修正）
9	計画案は内容が非常に多く、これだけでは実際の行動がイメージしにくいと感じました。本日、国・県の方針を反映した骨格であるとの説明を受け理解しました。 今後、各部署で具体化し、実際に機能する内容へ落とし込む作業を、計画策定後できるだけ速やかに進めることが重要だと思います。	次の感染症がいつ起こるかわからない中であり、優先度をつけながら、順次具体化を行ってゆきます。 （マニュアル等へ盛り込む）

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(2)庁内での意見照会・調整結果

※誤り修正等の軽微なものは除いています

はじめに　第３章

ページ	節(期)	項目	変更前	変更後	変更理由
7	第2節	図表	静岡市危機管理計画における市行動計画の体系	静岡市危機管理指針における市行動計画の体系	表題の修正

Ⅱ：各論　第１章　実施体制

ページ	節(期)	項目	変更前	変更後	変更理由
26	第1節	1-3①	市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。	市は、国、県及び指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。また、庁内各部署との情報共有、連携体制についても確認を行う。	庁内への情報伝達について明記

Ⅱ：各論　第５章　水際対策

ページ	節(期)	項目	変更前	変更後	変更理由
36	第2節	2-1①	国がJIHSと連携し、PCR検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備する際に、第５章第１節準備期1-1で協力体制を構築した環境保健研究所は検査実施に協力するとともに、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するために国が行う技術的支援を受け、市は国とともに検査体制を速やかに整備する。	国がJIHSと連携し、PCR検査等の検査を実施するための技術的検証を行い、検疫所が保有する検査機器が活用できる体制を整備する際に、第５章第１節準備期1-1の協力体制に基づき、環境保健研究所は検査実施に協力するとともに、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するために国が行う技術的支援を受け、市は国とともに検査体制を速やかに整備する。	環境保健研究所は本項の協力体制構築の主体ではないため「基づき」に修正

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(2)庁内での意見照会・調整結果

Ⅱ：各論　第10章　検査

ページ	節(期)	項目	変更前	変更後	変更理由
56	第１節	1-1-④	市は、市予防計画に基づき、環境保健研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告するとともに、当該機関等からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	市は、市予防計画に基づき、環境保健研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を県に報告するとともに、環境保健研究所からの検査体制の整備に向けた相談等への対応を行う。	法令の表記に合わせ、報告先を県に変更 「当該機関」が何を指すのか不明瞭なため、「環境保健研究所」に修正
	第１節	1-2-①	市は、市予防計画に基づき、環境保健研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。環境保健研究所は、訓練等を活用し、国及び県や市と協力して検査体制の維持に努める。	市は、市予防計画に基づき、環境保健研究所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等で定期的に確認を行う。環境保健研究所は、訓練等を活用し、国及び県や保健所等と協力して検査体制の維持に努める。	当該箇所の訓練での協力先については保健所が主となるため
	第１節	1-2-②	環境保健研究所は、平時からの検査試薬等の備蓄や、検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を行う。新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を想定した訓練を実施する。	環境保健研究所及び保健所は、平時からの検査試薬等の備蓄や、検査機器の稼働状況の確認や検体の搬送を含む訓練を行う。新型インフルエンザ等の発生初期に発熱外来が設立されていない状況においては、感染が疑われる者からの相談センターへの相談内容を基に当該者に対して適切に検査を実施する必要があることから、当該状況における当該者の動線を想定した訓練を実施する。	検体搬送訓練については、保健所も実施するものであるため
57	第１節	1-2-⑤	市は、環境保健研究所が行う訓練を通じて、本部機能の立上げから検査終了までの一連の流れを通し、検体搬送の体制の確認を行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。	市は、環境保健研究所や保健所等が行う訓練等を通じて、本部機能の立上げから検査終了までの一連の流れを通し、検体搬送の体制の確認を行うとともに、各担当の連絡窓口等の確認を行う。	環境保健所の訓練のみに限定する必要がないため

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

（2)庁内での意見照会・調整結果

Ⅱ：各論　第10章　検査

ページ	節(期)	項目	変更前	変更後	変更理由
57	第1節	1-2-⑦	環境保健研究所は、県や市の検査関係機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	環境保健研究所は、県や保健所等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。	「市の検査関係機関等」では何を示すのかわかりにくいため、「保健所等」に修正

Ⅱ：各論　第11章　保健

ページ	節(期)	項目	変更前	変更後	変更理由
62	第1節	1-3-1-②-(ア)	環境保健研究所が行う実践型訓練においては、本部機能の立ち上げから検査終了までの一連の流れを通し、本庁や保健所、関係機関と連携しながら実施し、検体搬送の体制、各担当の連絡窓口等の確認を行う。	環境保健研究所が行う実践型訓練においては、本部機能の立ち上げから検査終了までに想定される一連の流れを踏まえ、本庁や保健所、関係機関と連携しながら実施し、検体搬送の体制、各担当の連絡窓口等の確認を行う。	当初の記載だと環境保健研究所が本部機能の立ち上げ訓練を行うように読み取れてしまうため
64	第1節	1-4-⑦	国、JIHS、県、市、保健所及び環境保健研究所は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。	市、保健所及び環境保健研究所は、国、JIHS、県とともに感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。	県計画の表記に倣い修正 1-4-⑧～⑪も同様
69	第3節	3-1-①	市は、本庁からの応援職員の派遣、市に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、環境保健研究所の検査体制を速やかに立ち上げる。	市は、本庁から保健所及び環境保健研究所等への応援職員の派遣や、IHEAT要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立するとともに、環境保健研究所の検査体制を速やかに立ち上げる。	「市(町)に対する応援派遣要請」は本来都道府県のみの表記であったため削除し、庁内での応援職員派遣先を明記

（２）静岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

(2)庁内での意見照会・調整結果

参考資料　対応期における庁内各局の主な想定業務

ページ	項目	変更前	変更後	変更理由
80 ｜ 81	危機管理局	・市対策本部の設置及び運営 ・関連情報の広報、市民への情報伝達	・市対策本部の設置及び運営	改定前計画での総務局想定業務を総務局と危機管理局に振り分ける際に、誤って危機管理局に振り分けていたため。
	総務局	・職員感染時の服務への対応 ・有事の際の職員の動員及び確保	・職員感染時の服務への対応 ・有事の際の職員の動員及び確保 ・関連情報の広報、市民への情報伝達	同上
	市民局	・自治会・町内会への周知、協力要請 ・外国人住民への対策 ・火葬体制の整備	・自治会・町内会への周知、協力要請 ・火葬体制の整備	外国人対応関係は観光交流文化局（国際交流課）所管の為
	各区役所	・各庁舎における感染対策 ・市民への情報提供	・各庁舎における感染対策 ・来庁者への情報伝達（区役所内への掲示、配架等）	内容の明確化
	観光交流文化局	・市保有施設での対策 ・観光業への対応	・観光への対応影響確認・対策 ・外国語話者への対応	・「観光業への対応」の内容の明確化 ・「市保有施設での対策」は全庁共通の「所管施設における感染対策」があるため省略 ・市民局から修正、表現を変更
	農業委員会事務局	・関係業務への対策	・農業委員会総会等への対策	内容の明確化
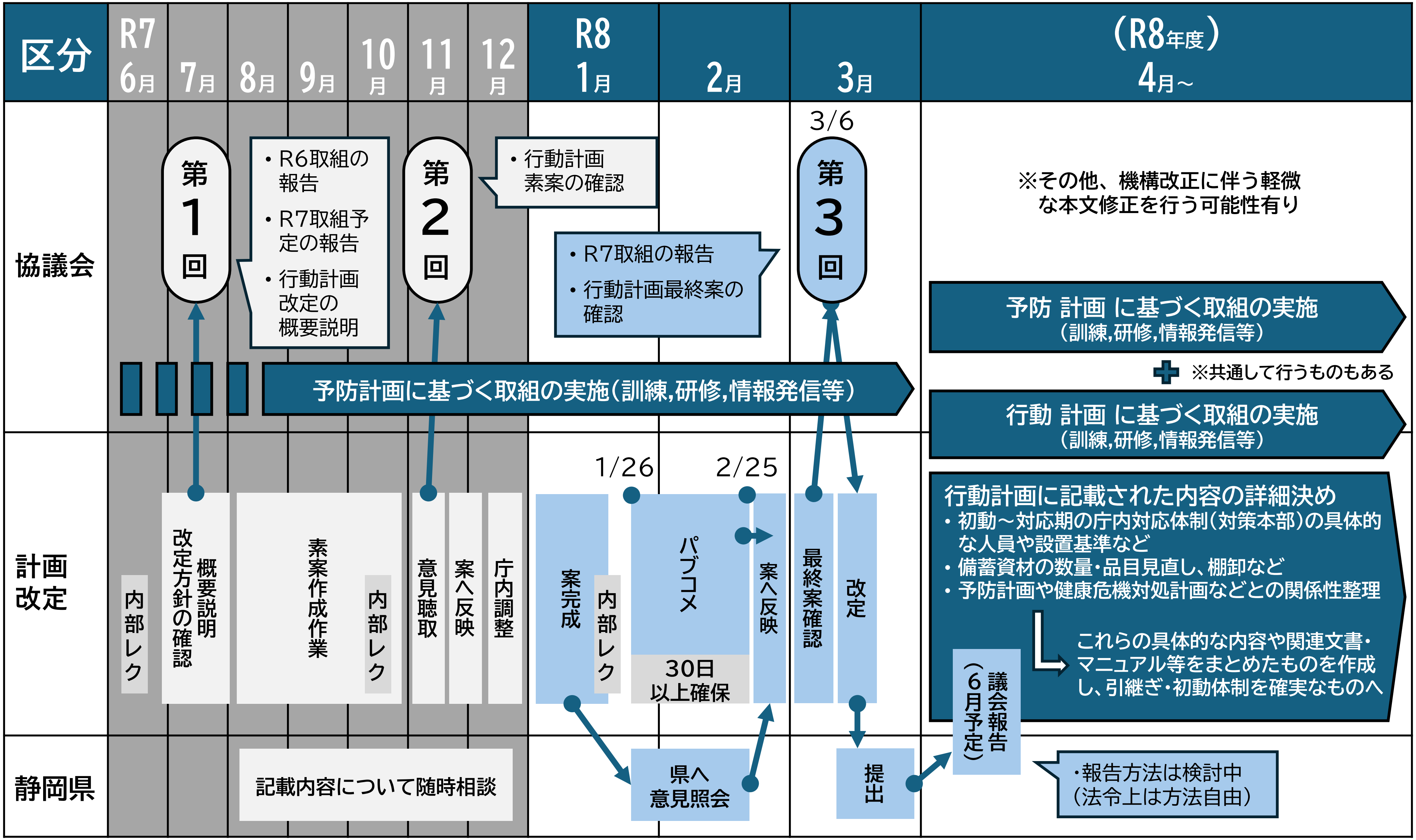
3. 令和7年度における協議会及び行動計画改定スケジュール